

5. 剰余金の使途

5.

<p>■中期目標</p>
<p>■中期計画</p>
<p>6. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度船舶技術に係る研究開発助成業務及び実用化助成業務の充実 運輸技術に係る基礎的研究業務の充実 建設勘定における管理用施設（宿舎に限る。）の改修
<p>■平成 22 年度計画</p>
<p>5. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度船舶技術に係る研究開発助成業務及び実用化助成業務の充実 運輸技術に係る基礎的研究業務の充実 建設勘定における管理用施設（宿舎に限る。）の改修

■年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法及び中期計画に従い、適切な処理を行うこととした。

■当該年度における取組み

実績なし。

■その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 利益処分に関する状況

(1) 建設勘定

(単位：百万円)

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
前中期目標期間繰越積立金			3,818	3,818	3,818
積立金又は繰越欠損金	1,559	2,969	0	1,264	2,202
当期総利益又は当期総損失	1,410	848	1,264	937	2,041
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
通則法第 44 条第 1 項積立金	2,969	3,818	1,264	2,202	2,202
利益剰余金又は繰越欠損金	2,969	3,818	5,083	6,020	8,061

(2) 海事勘定

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
前中期目標期間繰越積立金					
繰越欠損金	△59,181	△51,916	△50,799	△49,205	△54,596
当期総利益又は当期総損失	7,265	1,117	1,593	△5,390	1,596
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
繰越欠損金	△51,916	△50,799	△49,205	△54,596	△52,999
利益剰余金又は繰越欠損金	△51,916	△50,799	△49,205	△54,596	△52,999

(3) 基礎的研究等勘定

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
前中期目標期間繰越積立金			0	0	0
積立金又は繰越欠損金	263	244	0	26	142
当期総利益又は当期総損失	△19	△209	26	116	106
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
通則法第44条第1項積立金	244	34	26	142	142
利益剰余金又は繰越欠損金	244	34	26	142	249

(注) 平成19年度末の積立金34百万円は、平成20年度国庫納付額である。

(4) 助成勘定

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
前中期目標期間繰越積立金			216,334	167,924	116,875
鉄道建設・運輸施設整備支援 機構法第18条第2項積立金			437,273	437,273	437,273
積立金又は繰越欠損金	786,580	743,603	0	19	28
当期総利益又は当期総損失	△42,976	△43,654	19	8	8
目的積立金の申請額	0	0	0	0	0
通則法第44条第1項積立金	743,603	699,949	19	28	28
利益剰余金又は繰越欠損金	743,603	699,949	653,628	605,227	554,185

(注) 平成19年度末の積立金には、平成20年度国庫納付額12百万円を含む。

(5) 特例業務勘定

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
前中期目標期間繰越積立金			1,344,162	1,344,162	1,344,162
積立金又は繰越欠損金	565,364	842,016	0	10,981	109,282
当期総利益又は当期総損失	276,652	502,145	10,981	98,301	155,907
目的積立金の申請額					
通則法第44条第1項積立金	842,016	1,344,162	10,981	109,282	109,282
利益剰余金又は繰越欠損金	842,016	1,344,162	1,355,143	1,453,445	1,609,352

2. 独立行政法人通則法第 44 条第 3 項に規定する積立金（目的積立金）の趣旨

独立行政法人通則法第 44 条は、第 1 項において独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は積立金として整理しなければならないとするとともに、第 3 項において独立行政法人は主務大臣の承認を受けて当該残余の額の全部又は一部を中期計画に定める「剰余金の使途」に充てることのできるとしている。ただし、独立行政法人会計基準 74 は、同条第 3 項に基づき主務大臣の承認を受ける額は、「当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額」としている。

3. 平成 22 年度の当期総利益の発生要因及び目的積立金の承認申請をしていない理由

(1) 建設勘定

平成 22 年度における当期総利益の主な発生要因は、過去に会社整理を行った譲渡線に係る債務償還のスキームに基づく譲渡収入等によるものであり、これは通則法第 44 条第 3 項に規定する積立金（目的積立金）には該当しないためである。

(2) 海事勘定

平成 22 年度における当期総利益の主な発生要因は、減価償却費及び支払利息の減少等による経常費用の減少等によるものであり、当期総利益は繰越欠損金の処理に充てられるためである。

(3) 基礎的研究等勘定

平成 22 年度における当期総利益の主な発生要因は、船型調査事業の対象案件がなかったことによるものであり、これは通則法第 44 条第 3 項に規定する積立金（目的積立金）には該当しないためである。

(4) 助成勘定

平成 22 年度における当期総利益の主な発生要因は、退職給付引当金戻入益等の計上によるものであり、これは通則法第 44 条第 3 項に規定する積立金（目的積立金）には該当しないためである。

(5) 特例業務勘定

平成 22 年度における当期総利益の主な発生要因は、国鉄改革に伴い設定された新幹線債権（助成勘定への貸付金債権）に係る貸付金利息を収受したこと、共済年金追加費用引当金の基準物価スライド率見直しに伴う戻入益を計上したことにより、これらの収益が共済関係業務費等の費用を上回ったことによるものである。

また、特例業務勘定については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第 27 条第 2 項の規定により通則法第 44 条第 3 項（目的積立金）等の規定は適用されず、目的積立金とすることはできないこととなっている。

4. 利益剰余金（積立金）について

（1）利益剰余金に関する状況

機構の平成 22 年度における当期総利益は 159,659 百万円であり、これに平成 21 年度までの利益剰余金 2,010,235 百万円を加え、平成 22 年度の前中期目標期間積立金取崩額 51,049 百万円を差引いた平成 22 年度末の利益剰余金は 2,118,845 百万円となっており、各勘定の内訳は以下のとおりである。

表 3.1-1 各勘定における利益剰余金に関する状況

（単位：百万円）

区 分	建設勘定	海事勘定	基礎的研究等勘定	助成勘定	特例業務勘定	法人単位合計
前中期目標期間繰越積立金	3,818		0	116,875	1,344,162	1,464,855
鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 18 条第 2 項積立金				437,273		437,273
積立金又は繰越欠損金	2,202	△54,596	142	28	109,282	57,056
当期総利益又は当期総損失	2,041	1,596	106	8	155,907	159,659
目的積立金の申請額	0	0	0	0		0
通則法第 44 条第 1 項積立金	2,202	—	142	28	109,282	111,652
利益剰余金又は繰越欠損金	8,061	△52,999	249	554,185	1,609,352	2,118,845

（2）平成 22 年度末における利益剰余金又は繰越欠損金の主な要因等

① 建設勘定

過去に会社整理を行った譲渡線に係る債務償還のスキームに基づく譲渡収入等によるものである。

② 海事勘定

独立行政法人会計基準に準拠した貸倒引当金及び船舶共有契約解除等損失引当金の計上に伴い繰越欠損金を計上している。

平成 22 年度より共有建造支援部に営業チームを発足させ、リーマン・ショック後の不況の影響が残っている中で、オペレーターや海運事業者に対する役員による積極的な訪問活動等により、一定の共有建造事業量を確保した。また、オペレーターとの関係の強化等により海運事業者の経営安定化に努め、新たな貸倒れ発生未然防止及び船舶使用料回収金額の増大に努めた。その結果、平成 21 年度の 54 億円の赤字に対して大幅に財務状況が改善し、平成 22 年度

は 16 億円の当期利益を計上したことで、繰越欠損金は同額減少した。

③ 基礎的研究等勘定

内航海運暫定措置事業を円滑に実施するための融資業務等に要する手数料収益と費用の収支差によるものである。

④ 助成勘定

平成 3 年の J R 本州 3 社に対する新幹線鉄道施設の譲渡に伴う再々評価により生じたものである。

利益剰余金については、機構法第 18 条に基づき、建設勘定に対する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設のための資金繰入並びに特例業務勘定に対する債務の償還及び利子の支払いのための繰入に充当する（平成 63 年度まで）ために積み立てているものであり、毎年度減少するものである（平成 22 年度は 510 億円を取崩した）。

⑤ 特例業務勘定

年金制度改正等に伴う共済年金追加費用引当金戻入益及び処分用土地の売却益等の計上によるものである。

国鉄改革時に設定された新幹線債権に係る収入、国鉄用地の売却益等の計上により発生している。

利益剰余金については、今後の物価上昇や旧国鉄職員及びその遺族の長寿命化により年金支払が増大するリスクがあるほか、特例業務勘定が旧国鉄の地位を承継しているためアスベスト補償、土壤汚染対策などに要する費用を負担するリスクもあることから、債務等処理法第 27 条によりこれらリスクに備えて全額積み立てることが義務付けられている。

なお、平成 23 年 5 月 2 日に「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」が成立したことにより、特例業務勘定の利益剰余金のうち 1 兆 2 千億円を平成 23 年度内に国庫納付することが決定した。

また、平成 23 年 6 月 8 日に成立した「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律」においては、特例業務勘定の利益剰余金等を活用した鉄道施策として、J R 北海道及び J R 四国の経営安定化、J R 北海道、J R 四国及び J R 九州並びに J R 貨物の設備投資への支援、整備新幹線の着実な整備、並行在来線への支援等に関する所要の措置が規定された。